

前回「代理出産で障害児 引き取り拒否に議論」というニュースを見ました。タイ人女性が代理出産した男児に障害があったため、依頼したオーストラリア人の両親が子どもの引き取りを拒否したというものです。

同じ頃、そのタイで、別の代理出産もニュースになっていました。9人の乳児がバンコクのマンションで見つかったのが発端です。子どもたちは、それぞれについていたベビーシッターとともに当局によって保護され、その父親がたった一人の日本人だということで注目されました。一人の男性が、多くの子どもを代理出産で誕生させるといった想定外の問題で、警察は当初人身売買ではないかと疑いました。この子どもたちの他に、すでに他国へ出国した子どもたちがいるということが続報されています。そして、その後のDNA検査では、子どもたちの父親は同一であったことが証明されています。

9月8日「Global News Asia」は、「【タイ】日本人男性 代理出産=17人目の子供・書類の不備で問題山積」というタイトルで「2014年9月7日、タイメディア関係者によると、24歳の日本人男性が父親だと見られる赤ちゃん（17人目）が、誕生した問題で、タイ社会開発・人間安全保障省幹部の発言が明らかになった。」というニュースを配信しました。

誕生した赤ちゃんは女兒で、代理母は29歳のタイ人。出身地のチェンライ県の病院で4日出産した。妊娠約7カ月の早産だった。この代理母は、以前、男性のマンションでベビーシッターをしていた時に日本人男性から、代理母の話を持ち掛けられたという。問題発覚後、初の出産となった今回のケースも、(普通の代理出産の場合、受精卵が着床した後、出産する病院に父親と母親の名前を登録する)通常の手続きは行われておらず、書類上、父親の欄に日本人男性の名前は無かった。(http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20140908-00000003-gnasia-asia)

このため、「今回のケースでは書類上、父親はいないため、日本人男性が子どもを連れて行くにはハードルが高いのではないかと見られているようです。

代理出産と生まれてきた子どもたち

代理出産では、父親の精子と提供卵、あるいは提供精子と母親の卵を体外受精させた後、母親とは別の女性の子宮に着床させて出産にいたりします。(提供精子と提供卵を受精させて別の女性に着床させるという組み合わせもあります。)代理出産を可能にした生殖補助医療は、不妊治療に用いられてきたものです。『読売新聞』(2014年6月18日web版)によれば「全国500以上の医療機関で実施され、30人に1人が生殖補助医療で生まれているとされる」ということです。

医療の進展が著しい一方、これに関する国内法は整備されないうまま、日本産科婦人科学会が示した指針があるだけでした。こうした中、「生殖医療法案、秋の臨時国会に提出へ 代理出産に反対論も」というニュースが報じられました(同紙)。これによると、高度な不妊治療(生殖補助医療)の法制化を検討している自民党のプロジェクトチーム(P T)は、代理出産や第三者からの精子、卵子提供を容認する法案を、秋の臨時国会

での提出を目指すということです。ただ、医学的に危険を伴う代理出産を認めることには反対論も根強く、子どもが遺伝上の親を知る「出自を知る権利」をどう考えるかなどの課題も残っていると記事は伝えました。

日本産科婦人科学会が禁止していた「代理出産」については、生まれつき子宮がない、子宮を摘出している場合に限って認めるとし、また、医学的に夫の精子、妻の卵子で妊娠できない夫婦に対しては、第三者が提供した精子による人工授精と体外受精、提供卵子の体外受精を可能とするとしています。(ただし、実費以外の金銭の授受は禁止。)

代理出産については「命の危険を伴う出産を他人に担わせる行為で、まだ国民の合意を得られていないのではないかと」の指摘が以前からありました。タイの事例のように、胎児に障害があった場合、生まれた子どもを引き取らないこともあります。なかには中絶を迫ったりするケースもあったようです。そして、前述の想定外の代理出産の“利用”が明らかになりました。

第三者が関わる生殖補助医療では遺伝上の親と育ての親が異なるなど親子関係をどのように成立させ、維持していくかは大きな課題です。代理出産では、「産みの母」が別に存在しますから、誰が子の親であるかを最初から確認しておかないと、生まれてくる子どもは生まれた瞬間から不安定な社会状況の中に放り出されることになりかねません。

もともと、こうした高度な生殖補助医療は、親側の意向あるいは事情で進んできました。日本では夫婦間での施療になりますが、それでも代理出産をする場合には、今回の場合のように、「ただ一人の男性」が「複数の提供卵」を用いて、次々と子を授かることが可能であると示しました。生まれた子どもたちは、まるで「ただ一人の男性」の所有物のようです。タイ警察が「人身売買目的の出産」だと疑ったのも当然のように感じます。子どもたちは、「実の父」をどのように認識していけるのでしょうか。母親は「誰」なのでしょう。そして、子どもたちは「きょうだい」となることができるのでしょうか。子どもたちにとって、家族や家庭はどのようなものになるのでしょうか。また、タイなどでの代理出産は、代理母がお金に困っていたことも問題になっています(代理母が善意の第三者であったとしても、金銭の授受があり、経済的に余裕のある依頼者とお金が必要な代理母という対等ではない両者の関係)。

一方で、今年5月『A I Dで生まれるということ』(萬書房)を上梓した、「A I D」(提供精子による出産)で生まれた子どもたちは、「当事者」として「出自を知る権利」(提供精子は匿名、その記録に保管義務はない、また記録がないことも)を求めています。「A I D」は60年以上前から実施され、今年に100人以上が、この技術で生まれるとされます。「当事者とは誰なのか」を考えると、生まれてきたいのちそのものが、まさに「当事者」であることは認識されているとはいえないかもしれません。精子提供で生まれた当事者はP Tに対し、親子関係が不安定になりやすいかもしれないけれど、それでも「出産に関する親からの告知と、遺伝上の親を知る権利は最低限、認めてほしい」と望んでいます。